

## 質疑応答書

業務名 共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務

質問番号	質問	回答
1	応募資格確認申請書(様式1)等、資格要件や提案書に関する各種の様式について捺印は不要という理解しておりますが、為念、確認をさせていただきましたら幸いです。	各種の様式への捺印は不要です。
2	様式4-1及び様式4-2について、提出資料から削除する文言は以下の項目のみであり、残る項目(枠組み)はそのまま記載するとの理解で宜しいでしょうか。特に、様式4-1について(正本)とは記載しなくて宜しいでしょうか。 ・冒頭の説明書き(次の項目についての「提案書(様式自由)」を提出してください。項目を説明するために必要な参考資料(保管所レイアウト図や業務フロー図など)がある場合は、別途添付してください。) ・(様式4-2について)注意事項の記載	様式4-1及び様式4-2に記載している文言を削除する必要はありません。 また、様式4-1に(正本)と記載する必要はありません。
3	様式4-1及び様式4-2について、「提案書(様式自由)」とありますが、様式4-1及び様式4-2の右肩に記載の「提案No.」という四角囲みの枠及び事務局使用欄という文言については、表紙にのみ記載し、提案書本体への記載は不要という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	様式4-1及び様式4-2について、項目を説明するために必要な参考資料として「業務フロー図」が例示されておりますが、分かりやすさの観点から、こちらを項目「1. 実施方針等」の中にお示しする形でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
5	様式4-1及び様式4-2について、項目を説明するために必要な参考資料として「保管所レイアウト図」が例示されておりますが、今次提案において具体的にどのような内容を念頭におかれているものでしょうか。当該記述はあくまでも例示であり、必ずしも考慮する必要が無ければ、その点を確認させていただければ幸いです。	様式4-1及び様式4-2に記載の「保管所レイアウト図」はあくまでも例示であり、参考資料としての添付を必須としているものではありません。
6	提案書について、「副本の表紙(様式4-2)には応募者名が類推できる記載はしないこと」とあるが、提案書の中身についても同様に応募者名が類推できる記載はしないという理解ですが宜しいでしょうか。特に、従事予定者については、所属や役職等、応募者名が特定・類推できる記載はしないという理解で宜しいか、或いは、提案書の中でも、応募者名が類推できる記載をしても問題ない項目はあるか、ご教示いただきたい。	提案書は、表紙・中身ともに応募者名が類推できる記載はしないでください。このため、従事予定者やその他の項目についても、応募者名が類推できる記載はしないでください。
7	業務の検討対象となる事業者は8社と考えておりますが、基本仕様書に「市内の乗り合いバス事業者は11社にのぼる」との記載がありますところ、検討対象となる事業者は8社で相違ないかということ、為念、確認させていただきたい。また、上記8社と11社との関係性についてもご教示いただきたい。	検討対象となる事業者数は御理解のとおりです。 11社の内、主に市内中心部に乗り入れている事業者が8社となります。
8	応募資格確認結果にて資格ありとの通知を得た複数者にて、共同企業体を組成して提案書を提出することは可能でしょうか。	認められません。
9	基本仕様書の「2 業務概要」に「令和6年度から連携体制を構築しよう」とされているとのことですが、これは別添1にある協調・共創プラットフォームを令和6年度に組成するということでしょうか。また、別添1の共同運営システムのイメージにおいては、協調・共創プラットフォームについて「バス事業者と市による組織体」とありますが、令和6年度に組織体も組成するということでしょうか。	基本仕様書の「2 業務概要」の連携体制とは、別添1の「共同運営システムのイメージ」の全体を指しており、令和6年度からの事業化を目指しています。協調・共創プラットフォームの組成時期については、本業務の中で段階的移行も含めて検討の上、判断することとしています。
10	基本仕様書の「4 業務内容」の(1)②ウの輸送状況に関するデータは貴市からご提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	基本仕様書の「4 業務内容」の(3)③にある「エリア一括協定運行事業」の具体的内容につきご教示頂けないでしょうか。	「エリア一括協定運行事業」は国土交通省における地域公共交通確保維持事業に基づく支援制度を指しています。
12	検討会議開催に係る資料作成を行うこととなっておりますが、これは会議で使用する資料との理解でよろしいでしょうか。その場合、1回当りの資料のボリューム感につきご教示頂けないでしょうか。	会議資料については御理解のとおりです。資料のボリューム感は現時点で明示できませんが、最近の実績としては、最大でA4サイズ20枚程度です。
13	様式4-1に「提案書(様式自由)」とあるため、パワーポイントにてA4・横書きにて提案書を作成しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
14	参考資料に「保管所レイアウト」とありますが、内容につきご教示頂けないでしょうか。また、参考資料に記載可能な内容や上限枚数につきご教示頂けないでしょうか。	「保管所レイアウト図」はあくまでも例示であり、参考資料としての添付を必須としているものではありません。参考資料については、提案書の根拠や補足内容について記載されることを想定しており、枚数の制限はありません。

(注) この質疑応答書は、基本仕様書の追補とみなします。  
質問は、内容が明確になるよう記載を整えるなど、一部修正しています。